

[事案 30-313] 新契約無効請求

・令和元年8月23日 和解成立

<事案の概要>

いつでも払済保険に変更できると誤信して契約したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年11月に乗合代理店で契約した変額保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1)本契約を申し込んだ理由は、契約期間中いつでも払済にできる保険だと思っていたからであり、払済にすれば、以降はそれまで積み立てた保険料で運用を継続してもらえると考えていたからである。
- (2)2か月間の保険料を支払った後に払済保険への変更を申し出たところ、払済にできないと言われた。払済にできない場合があると募集人から説明を受けていれば、本契約を申し込まなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が契約時に使用した説明資料には、早期に払済保険への変更を行った場合には解約控除額が大きく、同変更の取扱ができない場合がある旨の記載がある。
- (2)募集人は、同趣旨の説明をした。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対する事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時に募集人が説明した設計書において契約早期には払済保険への変更ができない場合がある旨が明記されていること等から、申立人が誤信したことを理由に本契約を無効とすることは認められないが、「貯蓄」と記載されている一方で運用成績がマイナスの場合等が表示されていない募集人の自製資料を用いて説明が行われたことが認められることから、紛争の早期解決の観点からも、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。